

松戸市営住宅 空家入居者 募集案内書

令和8年9月25日改正版

受付期間・・・ 年3回(6月・10月・2月)1日～10日まで

応募方法・・・ 郵送のみによる申込み(1日～10日消印有効)
必要事項を記した申込書に85円切手を2枚貼付し、封筒
に切手を貼って送付してください。

**(注)住宅選定に当たっては、別紙の「松戸市営
住宅空家入居者募集部屋一覧」(黄色い紙)
掲載の住宅よりお選びください。**

【お問い合わせ先】



松戸市役所
街づくり部 住宅政策課

〒271-8588

松戸市根本387番地の5
Tel 047(366)7366

(メールアドレス) mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp
(ホームページ) <http://www.city.matsudo.chiba.jp>

目 次

申込書の書き方	1
申込（入居）資格	3
単身申込要件	6
申込方法	7
よくある間違い点	7
申込みについての注意事項	8
抽選方法	8
公開抽選会について	8
優遇措置について	9
入居審査	11
マイナンバーと本人確認書類について	12
入居手続き	12
入居に関する事項	13
市営住宅の家賃	15
収入基準早見表	16
月収額のもとめ方	17
控除対象者について	19
松戸市営住宅案内図	20
市営住宅一覧表	21
間取図	29
募集案内書入手から入居まで	38

<< 申 込 書 の 書 き 方 >>

(表面)

受付番号		松戸市営住宅入居申込書				
(宛先) 松戸市長		年 月 日				
私は、松戸市営住宅設置及び管理に関する条例第8条の規定により、次のとおり申し込みます。なお書類審査のため、居住状況及び課税状況を公募等により確認することについて同意します。また、申込内容と事実が相違しているときは、失格とされても異議はありません。						
申込番号	①	申込住宅名	①	申込部屋番号	①	
申込者	フリガナ	②		住所	③	
	氏名			電 話	()	
				E-mail		
				勤務先所在地		
フリガナ	続柄	年齢	生年月日	住所 (上記と同じ場合は不要)	備考	
氏 名						
1		本人	④			
2						
3						
4						
5						
⑤ 現在の住宅の種類 (該当するものに○)		1.賃貸アパート 2.賃貸マンション 3.UR都市機構 4.親族の持家 5.借家 6.他人の家に間借り 7.福祉施設等 8.持家(売却済) 9.その他()				
⑥ 現に住宅に困窮している理由 (該当するものに○)		1.家賃が著しく高い 2.遠距離通勤のため 3.他人の世帯と同居 4.立退き要求を受けている 5.倉庫等に居住 6.狭小過密住居に居住 7.結婚のため 8.危険・有害な建物に居住 9.その他()				
⑦ 優遇措置区分欄 (該当するものに○)		1.母子・父子世帯 2.身体障害者 3.精神障害者 4.知的障害者 5.戦傷病者 6.原子爆弾被爆者 7.海外引揚者 8.ハンセン病療養所入所者等 9.老人世帯 10 DV被害者 11 犯罪被害者等 12 落選3回以上				
*なお、優遇措置については規定がありますので必ず案内書をご覧ください。 *単身で申込みされる方は裏面もご記入下さい。						
85円 切手		85円 切手		⑧		

① 松戸市営住宅空家入居者募集部屋一覧表に記載されている住宅の中から応募したい住宅を1つ選び、その住宅の申込番号・住宅名・部屋番号を記入してください。

(注意) 申込番号・住宅名・部屋番号が正しいか、よく確認してください。

③ 現在住民登録している住所、電話番号、E-mailアドレスを記入してください。勤務先所在地は、松戸市外在住の方のみ記入してください。(電話番号は、携帯電話番号等日中に連絡のとれる番号を記載してください。)

② 申込者は、入居される方の中で契約上の名義人になる方を記入してください。

④ 実際入居される方の氏名・続柄・年齢・生年月日・住所(申込者と同じ場合は不要)を、申込者を筆頭に必ず全員記入してください。(年齢は、受付最終日現在の年齢を記入してください。)

⑤ 該当するものに○を付けてください。

⑥ 該当するものに1つ以上必ず○を付けてください。困窮理由がないと申込み出来ません。

⑦ 9～10ページの「優遇措置について」をよくご覧の上、自分が該当するものに○を付けてください。

※ 当選後の入居審査時に証明書類を提出して頂きます。(記載の誤り等があると失格になる場合がありますのでご注意ください。)

添付された85円切手2枚は、抽選番号通知・当落通知に使用しますので必ず貼ってください。添付されない場合は、通知の発送は出来ません。

⑧ 85円切手を2枚貼ってください。(抽選番号通知・当落通知に使用します)
※添付がない場合は通知の発送はできません。

※ ①から⑥までは必須項目です。必ず記入してください。

(裏面)

私は、申込(入居)資格を確認するため調査することに同意します。
(注意) 申込者は氏名を自署することにより押印を省略することができます。

単身で申込みされる方のみ記入してください。

単身で申込みできる条件は、次のいずれかになりますので、該当する番号に○をつけてください。

- 1 60歳以上の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害程度が1級から4級までの方
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害程度が1級から3級までの方
- 4 療育手帳の交付を受けている方で、障害程度がBの2以上の方
- 5 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症である方
- 6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- 7 生活保護法に関する被保護者
- 8 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている者
- 9 引揚者給付金等支給法第2条に規定する引揚者
(海外からの引揚者で引揚げから5年以内の場合)
- 10 ハンセン病療養所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、ア又はイのいずれかに該当する方
(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- 12 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当する方
(ア) 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められる方
(イ) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる方

※ 上記に該当する方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます。

⑨ 単身で申込みされる方は1～12までのいずれかに該当しなければ申込みできませんので、該当するものに必ず○をつけてください。

なお、○のない場合は、失格となりますので注意してください。

(注意) 裏面は単身で申込みされる方のみ必ず記入してください。
申込住宅は、年齢などの制限があり、申込みできない住宅がありますのでご注意ください。
同一世帯での重複申込みは出来ません。
申込書の送付は必ず申込期間内にしてください。(期間外の郵便消印は失格になります)

1 申込(入居)資格

申し込み住宅の種類に関わらず、以下の共通要件(1)～(7)を満たすこと。

(1) **松戸市に住民登録**をしていること又は**松戸市内に勤務場所**を有すること。

(2) 持家を有していないこと等、住宅に困窮していることが明らかな方。

(3) 入居予定者に、現に同居し又は同居しようとする親族があること。
(6ページの単身要件を満たしている方を除く)

なお、同居できる親族には次の方も含まれます。

- ア 事実上婚姻関係にある方(住民票で「未届けの夫」又は「未届けの妻」となっており、戸籍上でも他に婚姻関係がないこと)
- イ 婚姻の予約をしており入居審査時まで婚姻をした旨の証明ができ、入居日に同居できる方
- ウ 扶養を要する親族と現在別居しているが、同居が必要であり、入居日に同居できる方
- エ パートナーシップ制度を利用しているパートナーの方(公的機関の発行する証明書にて証明できる方)

※ **家族を不自然に分割(夫婦の別居等)した申込みはできません。**

(4) 申込者及び同居者が**税を完納**していること。

(滞納のある方は、受付最終日までに分納誓約し、納付計画を履行していること。)

(5) 申込者及び同居者が公営住宅(**県営・市営住宅等**)入居者でないこと。

(6) 申込者及び同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する**暴力団員**でないこと。

※ **当選後の入居資格審査上、暴力団員でないことを確認するために所轄の警察署長に意見を聴くことがあります。**

- (7) 世帯の収入が次の収入基準にあること。
(政令月収の計算方法は16～19ページを参照してください。)

対 象	収 入 基 準
原 則 階 層	政令月収 158,000円 以下
裁 量 階 層	政令月収 214,000円 以下

『裁量階層』とは次に掲げる世帯です。

該当世帯	該 当 要 件
高齢者世帯	入居を申込む方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合(60歳以上の単身者も該当します。)
障害者世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが障害者である場合(以下の条件の方) (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級までの身体障害者の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の精神障害者の方 (3) (2)に規定する精神障害者に相当する程度の知的障害者の方
戦傷病者世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合
被爆者世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合
海外引揚者世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者(引揚者給付金等支給法第2条に規定するもの)で、引揚げから5年以内の場合
ハンセン病療養所入居者等世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが国立ハンセン病療養所その他平成13年度厚生労働省告示224号において厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所の入所者である場合
子育て世帯	同居者に小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子がいる場合

※ 裁量階層に該当する方は、入居審査の際に、上記の該当要件を証する手帳等をご持参ください。

(8)「**老人向住宅**」に申込みをする**单身以外の方は**、60歳以上の方で次のいずれかに該当する親族と同居すること。

ア 配偶者（パートナーシップ制度のパートナーを含む）

イ 18歳未満の親族 ウ 60歳以上の親族

(9)「**老人向住宅**」に申込みをする**单身の方は**、60歳以上であること。

(10)「**シルバー住宅**」に申込みをする**单身以外の方は**、65歳以上の方で次のいずれかに該当する親族と同居すること。

ア 55歳以上の配偶者（パートナーシップ制度のパートナーを含む）

イ 55歳以上の親族

(11)「**シルバー住宅**」に申込みをする**单身の方は**、65歳以上であること。

(12)「**ペア住宅**」に申込をする方は、現に同居し、又は同居しようとする曾祖父母か2親等内の60歳以上の方がいること。（隣合わせの部屋で2世帯が生活できます）

(13)「**身体障害者用住宅**」に申込をするには、入居しようとする方のうち身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が4級以上の方又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症であり、かつ常時車椅子を使用する方がいること。

※ **年齢の基準日**は受付最終日とします。

2 単身申込要件

単身者が申込み(入居)できる条件は次のとおりです。

- ア 60歳以上の方。
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級から4級までの方。
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級から3級までの方。
- エ 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度がBの2以上の方。
- オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症である方。
- カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
- キ 生活保護法による被保護者。
- ク 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む）を受けている者。
- ケ 引揚者給付金等支給法第2条に規定する引揚者。
（海外からの引揚者で引揚げから5年以内の場合）
- コ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- サ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、ア又はイのいずれかに該当する方
（ア）配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- シ 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当する方
（ア）犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められる方
（イ）現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる方

※ 単身者が申込み(入居)できる部屋は2DK 以下(50㎡以下)で市が指定した部屋に限られます。(ただし身体障害者用住宅は2LDK以下となります。)

3 申込方法

配布された文書を確認する。

- ① 松戸市営住宅空家入居者募集案内書
- ② 松戸市営住宅入居申込書
- ③ 松戸市営住宅空家入居者募集部屋一覧表



1～2ページの「申込書の書き方」を参照の上、必要事項を正確に記入する。

（注意）記入漏れ、内容に虚偽や誤り等がありますと、失格になる場合がありますのでご注意ください。



必要事項を書込んだ申込書を記載間違いが無いかわよく確認し、85円切手2枚を貼って封筒に入れる。

封筒には、申込書以外は一切入れないでください。



封筒に差出人名を記載し切手を貼ってポストに投函する。

（注意） 募集月の1日から10日までの消印以外の申込みは無効となります。

4 よくある間違い点

- ① 住宅によっては、年齢制限や单身不可など一定の条件が定められた住宅がありますのでよく確認してから申込みしてください。
（3ページ申込（入居）資格参照）
- ② 单身申込には条件が定められていますので、6ページの单身要件に合致しているか確認してください。
- ③ 申込番号・住宅名・部屋番号はよく確認してから記載してください。
- ④ 記載した申込書以外は同封しないでください。
※所得等の書類は当選後に揃えて頂きます。
- ⑤ 申込は1日から10日までの消印のみ有効です。（期間以外の消印は失格となります）

5 申込みについての注意事項

(1) 申込後は、記載事項の変更は認められません。

(2) 次のような場合は**失格**となります。

ア 申込書の記載に**漏れ、誤り、虚偽**があった場合

イ **重複申込み**をした場合

ウ 入居資格に**該当しない**場合（入居審査時に単身になってしまった等を含む）

エ 入居手続きに必要な**書類が取り揃えられない**場合

オ **不正行為**があった場合

(3) 申込書は**汚したり**しないでください。

6 抽選方法

市営住宅応募者が2名以上の場合は、各住宅ごとに**公開抽選**にて当選者を決定いたします。

なお、抽選番号及び会場等は、ハガキにて通知いたします。

※ 当選後、入居審査に合格して初めて入居することが出来ます。

7 公開抽選会について

受付月の下旬に公開抽選会を行います。

抽選結果は抽選後速やかに市ホームページ上に掲載し、ハガキで通知いたします。

会場へはお越しいただかなくても結構です。入場される場合は、出来るだけ1人にしてください。

また、駐車場には限りがあります。電車、バスをご利用ください。

(注意)

抽選時間以外の入場は出来ません。

8 優遇措置について

本人及び同居者の中で、次の①～⑩、または⑪のいずれかに該当される方がいる場合は、抽選で優遇措置が受けられますので、該当される方は、申込書の優遇措置区分欄に○を付けてください。

※ 記載の誤り等があると失格になる場合がありますので、内容をよく確認してください。
また、入居審査時に該当する事項を証明する書類を提出していただきます。

(1) 特定目的による優遇措置（受付最終日の時点の状況で判断します。例えば、当選後審査時までには離婚を前提とした申込みで母子・父子世帯としての優遇は受けられません。）

- ① 申込者本人が配偶者（パートナーシップ制度のパートナーを含む）のない者で現に20歳に満たない子を扶養している方（母子・父子世帯）
- ② 身体障害者手帳の交付を受けていて、その等級が4級以上の方
又は、難病により障害者総合支援法第4条第1項に定める障害者とされ、障害福祉サービス受給者証が発行されている方で松戸市障害福祉課に提出した医師の意見書の照会に同意出来る方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、その等級が2級以上の方
- ④ 療育手帳の交付を受けていて、その程度がBの1以上の方
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けていて、その程度が第1款症以上の方
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦ 引揚者給付金等支給法第2条に規定する引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑨ 申込者本人が60歳以上の単身者もしくは60歳以上で次のいずれかに該当する親族のみと同居する方（老人世帯）
 - ア 配偶者（パートナーシップ制度のパートナーを含む）
 - イ 18歳未満の児童 ウ 60歳以上の親族
- ⑩ ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護、同法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方。（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）においては、「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている方）

⑪ 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当する方

ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められる方

イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる方

(2) 落選回数による優遇措置

⑫ 松戸市営住宅空家入居者募集の公開抽選において、過去3年間（6月募集の場合、3年前の6月募集の分は有効）に3回以上落選されている方の優遇措置です。

※ 落選ハガキは、当選後の書類審査時に確認しますので、申込書と一緒に送らないでください。（ハガキが無かったり、宛名と申込者が違う場合は回数には含みません。）

9 入居審査

入居審査時に下記の書類を用意して頂きます。同居予定の世帯全員分が必要となります。

●全員必要なもの

-
- ① 直近1年度分の県・市民税納税証明書（非課税の方は不要）
 - ② 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
（入居者全員のもの、及び親族で入居の場合は関係のわかる戸籍謄本）
（外国人の単身、母子・父子世帯では本国大使館発行の婚姻していない証明）
 - ③ 現在、持ち家が無いなど住宅に困窮している証明書等
（現在の住居の賃貸契約書、家賃通帳、無登載証明書等の原本）

●9ページ記載の優遇措置を受けた方

-
- ④ 優遇条件を満たすことを、証明する書類
 - ア 母子・父子の方は、児童扶養手当の証書写し等
 - イ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳
及び原爆被爆者手帳をお持ちの方は、その手帳
 - ウ DV被害者である証明（裁判所・一時保護施設等で発行のもの）
 - エ 犯罪被害者のうち、交通事故犯罪被害者にあたる方は、
自動車安全運転センター等で発行される交通事故証明
 - オ 過去の落選通知ハガキ（過去3年間全て）
 - カ その他必要と認められる書類

●単身入居の方

-
- ⑤ 入居者資格認定のための申立書
（書類審査時に市役所内で書類をお渡しします）

●松戸市外に居住している方

-
- ⑥ 勤務証明書（松戸市内の事業所に勤務していることを証明できるもの）
 - ⑦ 住民票謄本（本籍地・筆頭者及び続柄表示のある家族全員のもの）
または入居者全員分の個人番号確認書類と本人確認書類…詳細は12ページ
 - ⑧ 住民税証明書などの前年度の所得を証明できるもの
または入居者全員分の個人番号確認書類と本人確認書類
…詳細は12ページ（ただし16歳未満の方の分は不要）

●転職・離職をしたばかりの方

-
- ⑨ 退職証明書（前年の1月1日以降に退職した方のみ）
 - ⑩ 給与証明書（現在の勤務先に前年の1月2日以降就職又は転職した方のみ）

●パートナーシップ制度を利用されている方

-
- ⑪ パートナーシップ宣誓証明書など、公的機関発行のパートナーシップ制度を利用していることを証明できるもの

（注意）住民票、住民税証明書、県・市民税納税証明書、戸籍全部事項証明書、優遇措置に関する証明書類、退職証明書及び給与証明書については、入居者及び同居者全てが対象となります。

※ 正当な理由が無く、抽選日（補欠については、繰り上がり当選通知日）より1ヶ月以内に入居審査を受けない場合は、失格となります。

※個人番号(マイナンバー)と 本人確認書類について

11ページ記載の松戸市外に居住している方については

下記①の書類を提出することで、②の種類を省略することができるようになりました。

① 提示が必要な書類…ア および イ

ア 個人番号確認書類（いずれか1点）

- ・個人番号カード
- ・個人番号通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し

イ 本人確認書類…下記（A）よりいずれか1点、または（B）よりいずれか2点

（A）官公署発行の写真つき本人確認書類

- ・個人番号カード
- ・免許証等
- ・パスポート
- ・障害者手帳、療育手帳等
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・外国人登録証明書（特別永住者に限る）
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行）
- ・その他官公署が発行した書類で写真つきの本人確認書類（※）

（B）官公署発行の写真なし本人確認書類

- ・保険証（健康保険、国民健康保険または船員保険等）
- ・共済組合員証
- ・年金手帳
- ・年金証書（国民年金、厚生年金保険または船員保険等）
- ・その他官公署が発行した身分証明書で写真なしの本人確認書類（※）

（※）通知カード記載の「氏名」＋「生年月日」

または「氏名」＋「住所」の記載のものに限る

② 省略できる証明書類

- ・住民票謄本
- ・住民税証明書

10 入居手続き

契約時までには下記の書類を用意していただき、敷金を納付後、鍵の引き渡しとなります。

① 請書（契約書に当たります。審査合格後にお渡しします。）

② 敷金（家賃の3ヶ月分）

11 入居に関する事項

- (1) 三ヶ月、八柱、栄町、日暮、八柱第二、八柱第三及び牧の原団地(UR)は、松戸市が建物所有者から20年間（牧の原団地は10年間）の契約で借り上げている借上住宅です。**借上期間満了後、再契約がされず賃貸借契約が終了した時には住宅を明渡し**していただくことになります。なお借上期間の満了日は住宅ごとに異なるため、詳細についてはお問い合わせ下さい。

- (2) 入居時には**住宅敷金**として3ヶ月分の家賃に相当する金額を納入していただきます。

- (3) 家賃は毎月、月末までに納入してください。

UR借上住宅は、毎月の家賃と合わせて共益費を松戸市宛に納入いただきます。

なお、家賃等3ヶ月以上滞納しますと、住宅を明渡ししていただくことになります。

※ 家賃の支払は、原則として口座振替です。

- (4) 入居後は、毎年7月頃に収入申告書を提出していただき、これに基づき次年度の家賃を決定いたします。

- (5) 入居してから3年経過した後、**一定の基準以上に収入のある方**は、住宅を明渡す努力義務がかけられます。
また入居から5年経過し、さらに高額所得が2年間引き続きあった方は、定められた期間内に**明渡し**をしていただきます。

- (6) 入居者の方々が共同で負担する経費は、自治会費として負担することになります。

- (7) 浴室の浴槽・釜及びガスレンジ、湯沸器は、個人負担になります。〔(1)の借上住宅・UR借上住宅及び身体障害者住宅、その他一部住宅には浴槽・給湯器が設置されています。〕

- (8) 市営住宅内では、**犬・猫・鳥**などを含めた全ての動物を飼うこと及び餌付け又は預かることは**禁止**されています。
(ただし、身体障害者補助犬法に基づく介助犬は除く)

- (9) 一部の市営住宅内には駐車場を設置しておりますが、**満車**となっている駐車場もございます。車をお持ちで駐車場を確保できなかった方は**自分の責任で事前に民間の駐車場を必ず確保**してください。

UR借上げ住宅入居者は、UR住宅の敷地内の駐車場を賃借することができます。ご利用を希望される方はUR住宅への入居完了後に、各UR管理事務所に問合せをし、必要書類の提出をしてください。UR住宅敷地内駐車場は、市では管理をしていないため、空き状況等にお答えすることができません。

- (10) 他の入居者に迷惑になる行為はしないでください。**匂いや騒音等の迷惑行為**は、**明渡し**の措置を行う場合があります。
- (11) 身体障害者用、老人向、ペア、シルバー住宅で**対象者が退去**した場合は明渡しをしていただきます。
- (12) 入居者又は同居者が**暴力団員**であることが判明した場合は明渡しをしていただきます。
- (13) 市営住宅は、**中古の物件**であるため、以前の入居者や経年劣化による室内の傷や汚れ等がございますが、生活に支障のないものと判断されたものは**現況のまま**でのお引渡しとなります。また、**入居契約締結後の鍵のお引渡しまで内覧**することはできません。

12 市営住宅の家賃

市営住宅の家賃は次のとおり決定されます。

月額家賃＝①家賃算定基礎額×②市町村立地係数×③規模係数×④経過年数係数×⑤利便性係数

①～⑤までを乗じて算出した金額が、家賃となります。

(1) 家賃算定基礎額

入居者の収入に応じて設定される、家賃計算の基礎となる金額です。
この金額は毎年度、政令によって定められます。

階 層		あなたの世帯の月額所得金額	家賃算定基礎額
原則階層	1	0 ～ 104,000円	34,400円
	2	104,001 ～ 123,000円	39,700円
	3	123,001 ～ 139,000円	45,400円
	4	139,001 ～ 158,000円	51,200円
裁量階層	5	158,001 ～ 186,000円	58,500円
	6	186,001 ～ 214,000円	67,500円

(2) 市町村立地係数

各市町村の地価の状況を勘案して、政令に基づき、国土交通大臣が0.7～1.6までの範囲で、市町村ごとに定める数値のことをいいます。

松戸市の市町村立地係数 ＝ 1.05

(3) 規模係数

政令に基づき、住戸の床面積（バルコニー部分を除く住戸専用面積）を65㎡で除した数値です。

規模係数 ＝ 戸当たり住戸専用面積 ÷ 65㎡

(4) 経過年数係数

政令に基づき、市営住宅建設後の経過年数に応じた数式で設定される数値です。

経過年数係数 ＝ 1 － 0.0039 × 経過年数

(5) 利便性係数

松戸市が、市営住宅の存する地域及び市営住宅の設備の設置状況により、当該市営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.5以上1.3以下で定めます。

※以上のように、家賃は入居者の方の収入や、それぞれの市営住宅の条件によって毎年度決定します。

収入基準早見表

表1 給与所得者1人の場合の早見表(前年1年間の総収入)

単位 円

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下

表2 事業所得者1人の場合の早見表(前年1年間の必要経費控除後の所得金額)

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
所得金額	以下		以下	以下	以下
裁量階層	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下

[参 考]

○この表は、老人扶養控除、ひとり親控除、寡婦控除、特定扶養控除、障害者控除、特別障害者控除の対象者のいない世帯の場合です。

○次の収入は、「所得」としては計算しません。退職金、生活保護の扶助費、労災保険の各種給付金、失業給付金、仕送り、遺族及び障害を支給事由とする年金。

○休職又は休業の扱いは、復職又は復業した日をもって、就職又は始業したものとして計算します。月の途中で就職した場合、病気等により欠勤した場合等の為、その月の収入が他の月より著しく少ない場合及び事業を開始して1ヶ月に満たない場合は、特殊計算により収入額を算定しますので、申込前に住宅政策課までお尋ねください。

○総収入金額は、諸手当、賞与、税金等すべてを含めた総収入です。(表1対象者のみ)

○通勤費については、月100,000円を超えた場合は、その超えた部分についてのみ収入とみなします。

月収額のもとめ方

(1) 給与所得者の場合

『計算した月収額』とは、次に示す計算方法により計算した額です。

計算の 順序	就職(就労)の時期	計 算 方 法	算出した金額																								
入 年 の 間 計 総 算 収 入 金 額 を 年 間 推 定 総 収 入 金 額 と し て 算 出 す こ と に あ る 人	①現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している人	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	※給与所得者2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。 円																								
合 な 年 間 推 定 総 収 入 金 額 を 年 間 推 定 総 収 入 金 額 と し て 算 出 す こ と に あ る 人	②申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降から引続き勤務している人(年の途中で再就職した場合)	再就職後の各月の収入の合計 ・ (※通勤費、賞与を除く) 再就職後の月数 ×12+賞与等＝年間の推定総収入金額 ※現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給与を受けていない方は、雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額																									
源泉徴収票に給与所得の記載のある方			1.端数整理 年間総収入金額または、年間推定総収入金額が1,628,000円～6,599,999円までの場合は次の例により端数整理をする。 ※例 (総収入額) (定数) 3,832,999円 ÷ 4,000 = 958.24975円 (端数整理) (定数) 958円 × 4,000 (端数整理後の総収入額) = 3,832,000円 ※1,627,999円以下の方は端数整理をしない。																								
年 間 給 与	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間総収入金額の区分</th> <th>給与所得の計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550,999円まで</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円まで</td> <td>総収入金額－550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円まで</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円まで</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円まで</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円まで</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円まで</td> <td>端数整理後の総収入金額×0.6+100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円まで</td> <td>端数整理後の総収入金額×0.7-80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円まで</td> <td>端数整理後の総収入金額×0.8-440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円まで</td> <td>総収入金額×0.9-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円から</td> <td>総収入金額-1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>		年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法	550,999円まで	0円	551,000円～1,618,999円まで	総収入金額－550,000円	1,619,000円～1,619,999円まで	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円まで	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円まで	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円まで	1,074,000円	1,628,000円～1,799,999円まで	端数整理後の総収入金額×0.6+100,000円	1,800,000円～3,599,999円まで	端数整理後の総収入金額×0.7-80,000円	3,600,000円～6,599,999円まで	端数整理後の総収入金額×0.8-440,000円	6,600,000円～8,499,999円まで	総収入金額×0.9-1,100,000円	8,500,000円から	総収入金額-1,950,000円	※給与所得者が2人以上いる場合はここで所得を合算してください。 年間給与所得 A 源泉徴収票の給与所得金額
年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法																										
550,999円まで	0円																										
551,000円～1,618,999円まで	総収入金額－550,000円																										
1,619,000円～1,619,999円まで	1,069,000円																										
1,620,000円～1,621,999円まで	1,070,000円																										
1,622,000円～1,623,999円まで	1,072,000円																										
1,624,000円～1,627,999円まで	1,074,000円																										
1,628,000円～1,799,999円まで	端数整理後の総収入金額×0.6+100,000円																										
1,800,000円～3,599,999円まで	端数整理後の総収入金額×0.7-80,000円																										
3,600,000円～6,599,999円まで	端数整理後の総収入金額×0.8-440,000円																										
6,600,000円～8,499,999円まで	総収入金額×0.9-1,100,000円																										
8,500,000円から	総収入金額-1,950,000円																										
控 除 金 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除名</th> <th>控除内容及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 基礎控除 (19ページ参照)</td> <td>〔給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する人〕 10万円 × 人 = 万円</td> </tr> <tr> <td>(b) 親族控除 (19ページ参照)</td> <td>〔本人を除く同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族〕 38万円 × 人 = 万円</td> </tr> <tr> <td>(c) ひとり親控除 (19ページ参照)</td> <td>〔所得のある者がひとり親〕 35万円 × 人 = 万円 (a)の控除後の所得金額が35万円以下のときはその金額</td> </tr> <tr> <td>(d) 寡婦控除 (19ページ参照)</td> <td>〔所得のある者が寡婦〕 27万円 × 人 = 万円 (a)の控除後の所得金額が27万円以下のときはその金額</td> </tr> <tr> <td>(e) 老人扶養控除 (19ページ参照)</td> <td>〔扶養親族のうち70歳以上の老人扶養親族がいる場合〕 10万円 × 人 = 万円</td> </tr> <tr> <td>(f) 特定扶養親族控除 (19ページ参照)</td> <td>〔扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)〕 25万円 × 人 = 万円</td> </tr> <tr> <td>(g) 障害者控除 (19ページ参照)</td> <td>〔身体障害者がいる場合〕 27万円 × 人 = 万円</td> </tr> <tr> <td>(h) 特別障害者控除 (19ページ参照)</td> <td>〔特別身体障害者がいる場合〕 40万円 × 人 = 万円</td> </tr> </tbody> </table>		控除名	控除内容及び金額	(a) 基礎控除 (19ページ参照)	〔給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する人〕 10万円 × 人 = 万円	(b) 親族控除 (19ページ参照)	〔本人を除く同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族〕 38万円 × 人 = 万円	(c) ひとり親控除 (19ページ参照)	〔所得のある者がひとり親〕 35万円 × 人 = 万円 (a)の控除後の所得金額が35万円以下のときはその金額	(d) 寡婦控除 (19ページ参照)	〔所得のある者が寡婦〕 27万円 × 人 = 万円 (a)の控除後の所得金額が27万円以下のときはその金額	(e) 老人扶養控除 (19ページ参照)	〔扶養親族のうち70歳以上の老人扶養親族がいる場合〕 10万円 × 人 = 万円	(f) 特定扶養親族控除 (19ページ参照)	〔扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)〕 25万円 × 人 = 万円	(g) 障害者控除 (19ページ参照)	〔身体障害者がいる場合〕 27万円 × 人 = 万円	(h) 特別障害者控除 (19ページ参照)	〔特別身体障害者がいる場合〕 40万円 × 人 = 万円	基礎控除額 親族控除額 ひとり親控除額 寡婦控除額 老人扶養控除額 特定扶養親族控除額 障害者控除額 特別障害者控除額 控除金額 B						
控除名	控除内容及び金額																										
(a) 基礎控除 (19ページ参照)	〔給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する人〕 10万円 × 人 = 万円																										
(b) 親族控除 (19ページ参照)	〔本人を除く同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族〕 38万円 × 人 = 万円																										
(c) ひとり親控除 (19ページ参照)	〔所得のある者がひとり親〕 35万円 × 人 = 万円 (a)の控除後の所得金額が35万円以下のときはその金額																										
(d) 寡婦控除 (19ページ参照)	〔所得のある者が寡婦〕 27万円 × 人 = 万円 (a)の控除後の所得金額が27万円以下のときはその金額																										
(e) 老人扶養控除 (19ページ参照)	〔扶養親族のうち70歳以上の老人扶養親族がいる場合〕 10万円 × 人 = 万円																										
(f) 特定扶養親族控除 (19ページ参照)	〔扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)〕 25万円 × 人 = 万円																										
(g) 障害者控除 (19ページ参照)	〔身体障害者がいる場合〕 27万円 × 人 = 万円																										
(h) 特別障害者控除 (19ページ参照)	〔特別身体障害者がいる場合〕 40万円 × 人 = 万円																										
月 収 額 の 計 算	年間所得金額 (A - B) ÷ 12 =		月収額 円																								

(2) 公的年金等受給者の場合

国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給（遺族の受ける恩給及び年金を除く）、各種共済年金などは所得区分が雑所得となりますので、次に示す方法で年間所得金額を計算してください。

○ 年間所得金額の計算

年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法
64歳以下の方	600,000 円まで	0円
	600,001 円から 1,299,999 円まで	(年金の総収入金額) - 600,000円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000円
65歳以上の方	1,100,000 円まで	0円
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	(年金の総収入金額) - 1,100,000円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000円

月収額の計算

$$\left(\boxed{\text{円}} - \boxed{\text{円}} \right) \div 12 = \boxed{\text{円}}$$

A 年間所得金額 B 控除金額合計 計算した月収額

(給与所得者の場合参照)

(3) その他の所得・日雇いの場合

	事業開始の時期	計算方法	算出した金額
年間所得金額の合計	①現在の事業を前年1月1日以前から営み、引き続き同じ事業をしている方。	確定申告をした所得金額	A 年間所得金額 → 円
	②現在の事業を前年1月2日以降から営んで1年に満たないが、引き続き事業をしている方。	事業を開始した翌月からの所得金額から計算する。 ※収入期間のとり方等については、給与所得の例にならって下さい。	

月収額の計算

$$\left(\boxed{\text{円}} - \boxed{\text{円}} \right) \div 12 = \boxed{\text{円}}$$

A 年間所得金額 B 控除金額合計 計算した月収額

(給与所得者の場合参照)

※確定申告の専従者の場合は、給与所得と同じ計算式A参照

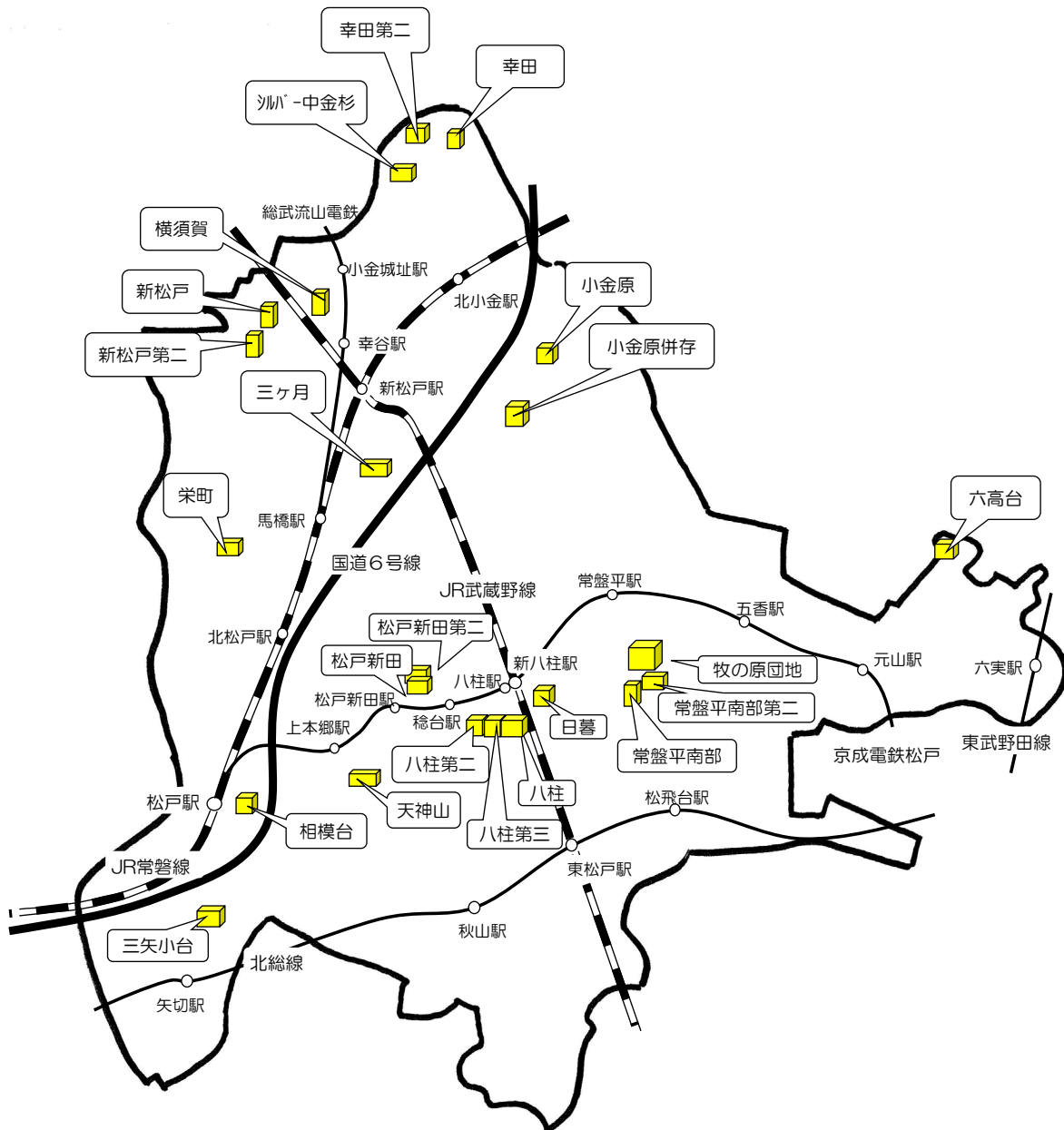
控除対象者について

各種控除の内容及び控除額一覧

※以下「配偶者」「妻」「夫」の文言にはパートナーシップ制度のパートナーを含む

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
(a)基礎控除	給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する人	1人につき 10万円 給与所得及び公的年金に係る雑所得の合計が10万円未満の場合はその額
(b)親族控除	※同居の親族 申し込み本人以外で一緒に市営住宅へ入居しようとする方 (例) 妻・子・父・母など ※遠隔地扶養親族 市営住宅へ入居しないが所得税法上の扶養親族である方(単に仕送りをしているだけでは扶養親族になっていない場合が多いため注意してください。)	1人につき 38万円
(c)ひとり親控除	所得者本人で、婚姻していないこと又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次の三つの要件の全てにあてはまる方 ①所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと ②生計を一にする子(所得が58万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族ではない人)がいること ③合計所得金額が500万円以下であること	35万円 所得が(a)の控除後、35万円未満の場合はその額
(d)寡婦控除	所得者本人が夫と離婚してから婚姻をしていない人で扶養親族がいる人、夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人のうち、次の三つの要件全てにあてはまる人 ①ひとり親に該当しないこと ②合計所得金額が500万円以下であること ③所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	27万円 所得が(a)の控除後、27万円未満の場合はその額
(e)老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の方 かつ、所得が58万円以下の方	1人につき 10万円
(f)特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方(配偶者を除く) かつ、所得が58万円以下の方	1人につき 25万円
(g)障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ①精神保健指定医などから中度・軽度の知的障害者と判定された方(療育手帳表示B) ②精神障害者保健福祉手帳の2級・3級の交付を受けている方 ③身体障害者手帳の3級以下の交付を受けている方 ④戦傷病者手帳の第4項症以下の交付を受けている方 ⑤年齢65歳以上で障害の程度が①③と同程度であることの市町村長の認定書の交付を受けている方	1人につき 27万円
(h)特別障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ①心神喪失の状況にある方(医師の診断書) ②精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された方(療育手帳表示A) ③国民年金法施行令別表の1級と同程度の方(都道府県知事等の証明書) ④精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方 ⑤身体障害者手帳の1級・2級の交付を受けている方 ⑥戦傷病者手帳の特別項症から第3項症までの交付を受けている方 ⑦原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑧年齢65歳以上で障害の程度が①②⑤と同程度であることの市町村長の認定書の交付を受けている方 ⑨常に就床を要し、複雑な介護を要する方(医師の診断書)	1人につき 40万円

松戸市営住宅案内図



市営住宅一覧表

(単身申込可能住宅)

※ 単身者以外も申込み可能です

住 宅 名		階数	管理戸数	タイプ	間取番号	間取	住戸専用面積	浴室	浴槽・釜	エレベーター	整備年度
相模台1号棟		4F	24	A	1	2K	36.8㎡	有	無	無	S41
小金原1号棟		5F	30	A	2	2K	31.5㎡	有	無	無	S44
小金原2号棟		3F	10	B	3	2DK	43.0㎡	有	無	無	S49
小金原併存		7F	70	A	8	2DK	42.0㎡	有	無	有	S47
幸田		3F	57	A	9	2DK	43.0㎡	有	無	無	S49
横須賀		6F	70	A	10	2DK	44.7㎡	有	無	有	S50
常盤平南部	1号棟	9F	53	C	11	2DK	44.7㎡	有	無	有	S51
			20	D	12	2DK	44.7㎡				S52
牧の原団地		UR住宅の詳細については、別紙のUR借上住宅一覧表をご覧ください。									

- (注意) ● この表は、松戸市内の市営住宅を示したもので、空家の一覧表ではありません。募集住宅については、募集月に配布しております「松戸市営住宅空家入居者募集部屋一覧表」を参照してください。
- 浴槽・釜が「無」の住宅(部屋)は、浴槽・釜とも入居者で購入となります。

所 在 地	交通の便	備考
岩瀬257-3	JR松戸駅東口下車 徒歩10分	
小金原1-20-1	J R北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（西新田経由バス案内所行）8分・宿畑下車 徒歩4分	
小金原1-20-6		
小金原4-6	J R北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（小金原団地循環）5分・向原下車 徒歩3分	浴槽・釜付き、1室を和室から洋室へ改修した部屋あり。
幸田3-8	J R北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（幸田循環）8分・配水場前下車 徒歩2分	
新松戸北2-17-5	・J R新松戸駅下車 徒歩13分 ・流鉄流山線小金城址駅下車 徒歩10分	
牧の原2-1	京成電鉄松戸線常盤平駅南口から京成バス千葉ウエスト（牧の原団地行）5分・牧の原小学校下車 徒歩3分	

(世帯用住宅)

※ 単身者は申込みできません

住 宅 名		階数	管理戸数	タイプ	間取番号	間取	住戸専用面積	浴室	浴槽・釜	エレベータ	整備年度
相模台2号棟		4F	24	B	13	3K	57.4㎡	有	無	無	S42
			8	C		3K					S43
常盤平南部	1号棟	9F	18	A	14	3DK	52.0㎡	有	無	有	S51
			45	B	15	3DK	54.4㎡				S52
	2号棟	3F	6	E	16	2DK	53.4㎡	有	無	無	S52
幸田第二		8F	111	A	17	3DK	55.9㎡	有	無	有	S54
			4	B		3DK	58.1㎡				
			26	C		3DK	54.9㎡				
常盤平南部第二		3F	28	A	18	3DK	58.4㎡	有	無	無	S55
天神山	1号棟	3F	15	A	19	3DK	58.4㎡	有	無	無	S55
			21	B	20	3DK	49.8㎡				
	2号棟		3	C	21	3DK	58.4㎡				
			3		22	3DK	58.4㎡				
			3	D	23	4DK	65.8㎡				
	3・4号棟		21	E	24	3DK	60.9㎡				S56
			3	F	25	4DK	65.9㎡				
新松戸		10F	57	A	26	3DK	61.5㎡	有	無	有	S57
			38	B		3DK	58.8㎡				
松戸新田		3F	36	A	27	3DK	60.9㎡	有	無	無	S59
			16	B		3DK	58.0㎡				
新松戸第二		6F	31	A	28	3DK	61.5㎡	有	無	有	S60
			5	B	29	4DK	66.8㎡				
			16	C	30	3DK	58.8㎡				
			7	D	31	2DK	52.1㎡				
			6	E	32	3DK	58.8㎡				
三矢小台		5F	20	A	33	3DK	62.0㎡	有	無	無	S62
			20	B		3DK	59.1㎡				
六高台		5F	6	A	34	3DK	59.0㎡	有	無	無	S63
			24	B	35	3DK	62.0㎡				
			16	C	36	3DK	56.2㎡				
			72	D	37	3DK	59.2㎡				
松戸新田第二		3F	65	A	38	3DK	57.4㎡	有	無	有	H5
三ヶ月		4F	20	A	39	3LDK	66.3㎡	有	有	有	H10
			10	B	40	3DK	57.3㎡				
八柱		7F	14	A	41	3LDK	64.5㎡	有	有	有	H10
			12	B	42	2LDK	56.1㎡				
栄町		3F	21	A	43	3LDK	65.4㎡	有	有	有	H10
			6	B	44	3LDK	61.5㎡				
			6	C	45	3DK	56.6㎡				
			4	C	46	2LDK	56.6㎡				
日暮		7F	30	C	47	2DK	47.2㎡	有	有	有	H12
			2	D		2DK	50.5㎡				
八柱第二		7F	14	A	48	3DK	65.1㎡	有	有	有	H14
			12	B	49	2LDK	58.8㎡				
八柱第三		6F	10	C	74	2LDK	58.8㎡	有	有	有	H22
			6	D	75	3LDK	65.1㎡				

所 在 地	交通の便	備考
岩瀬257-1	JR松戸駅東口下車 徒歩10分	
牧の原2-1	京成電鉄松戸線常盤平駅南口から京成バス 千葉ウエスト（牧の原団地行）5分・牧の 原小学校下車 徒歩3分	
幸田2-1	・JR北小金駅南口から京成バス千葉ウエ スト（幸田循環）7分・第二市営住宅前下 車 徒歩2分 ・つくばエクスプレス流山駅下車 徒歩 21分	
牧の原7-152	京成電鉄松戸線常盤平駅南口から京成バス 千葉ウエスト（牧の原団地行）5分・牧の 原小学校下車 徒歩3分	
松戸新田 533-1	京成電鉄松戸線上本郷駅下車 徒歩8分	
新松戸5-237	JR新松戸駅から京成バス千葉ウエスト （新松戸7丁目行）5分・新松戸5丁目下 車 徒歩10分	
松戸新田 605-12	京成電鉄松戸線みのり台駅下車 徒歩10 分	
新松戸7-191	JR新松戸駅から京成バス千葉ウエスト （新松戸7丁目行）6分・坂川下車 徒歩 10分	
三矢小台 5-16-4	JR松戸駅東口から京成バス千葉ウエスト（三 矢小台行）16分・三矢小台下車 徒歩8分	
六高台9-41	・京成電鉄松戸線五香駅から京成バス千葉セン トラル（六実支所・白井車庫行）5分・刈子 ヶ谷下車 徒歩9分 ・東武野田線六実駅下車 徒歩25分 ・高柳駅下車 徒歩20分	
松戸新田605-4	京成電鉄松戸線みのり台駅下車 徒歩10 分	
三ヶ月1349	JR新松戸駅下車 徒歩10分	
日暮3-6-3	JR新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩4分	
栄町8-627	・JR馬橋駅下車 徒歩20分 ・JR松戸駅西口から京成バス（日大歯科 病院行）栄町5丁目下車 徒歩4分	
日暮5-110	JR新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩4分	
日暮3-6-1	JR新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩5分	
日暮3-6-2	JR新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩5分	

(老人向住宅)

※備考欄老人単身可については60歳以上の単身者でも申込みが可能です

住 宅 名	階数	管理戸数	タイプ	間取番号	間取	住戸専用面積	浴室	浴槽・釜	エレベータ	整備年度
三ヶ月	4F	8	C	50	2DK	46.6㎡	有	有	有	H10
八柱	7F	6	C	51	2DK	47.2㎡	有	有	有	H10
栄町	3F	6	D	52	2DK	51.0㎡	有	有	有	H10
		3	E	53	1DK	44.8㎡				
日暮	7F	36	A	54	1DK	42.0㎡	有	有	有	H12
		1	B		1DK	45.2㎡				
八柱第二	7F	3	D	55	2DK	47.2㎡	有	有	有	H14
		3	E	56	1DK	47.2㎡				
八柱第三	6F	17	A	73	2DK	49.4㎡	有	有	有	H22

(シルバー住宅)

※ 入居要件は「申込資格」をご覧ください

住 宅 名	階数	管理戸数	タイプ	間取番号	間取	住戸専用面積	浴室	浴槽・釜	エレベータ	整備年度
シルバー中金杉	3F	1	A	57	1DK	41.8㎡	有	有	有	H4
		15	B		1DK	40.7㎡				
		2	C		1DK	41.8㎡				
		3	D		1DK	41.9㎡				
		2	E	58	2DK	49.1㎡				
		3	F	59	2DK	48.9㎡				
		2	G	58	2DK	50.6㎡				
		1	H	59	2DK	50.2㎡				
		1	I	59	2DK	50.5㎡				

所 在 地	交通の便	備考
三ヶ月1349	J R新松戸駅下車 徒歩10分	老人単身可
日暮3-6-3	J R新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩4分	老人単身可
栄町8-627	・ J R馬橋駅下車 徒歩20分 ・ J R松戸駅西口から京成バス千葉ウエスト（日大歯科病院行）栄町5丁目下車 徒歩4分	老人世帯用
		老人単身可
日暮5-110	J R新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩4分	老人単身可
日暮3-6-1	J R新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩5分	老人単身可
日暮3-6-2	J R新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩5分	老人単身可

所 在 地	交通の便	備考
中金杉4-188	J R北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（幸田循環）15分・区画整理記念館下車 徒歩7分	老人単身可
		老人世帯用

(ペア住宅)

※ 入居要件は「申込資格」をご覧ください

住 宅 名	階数	管理戸数	タイプ	間取番号	間取	住戸専用面積	浴室	浴槽・釜	エレベータ	整備年度
小金原（2号棟）	3F	3	B	60	2DK	43.0㎡	有	無	無	S49
			C		1K	21.5㎡				

(身体障害者用住宅)

※ 入居要件は「申込資格」をご覧ください

住 宅 名	階数	管理戸数	タイプ	間取番号	間取	住戸専用面積	浴室	浴槽・釜	エレベータ	整備年度
横須賀	6F	2	B	61	2DK	47.1㎡	有	有	有	S50
幸田第二	8F	2	D	62	2LDK	55.9㎡	有	有	有	S54
		2	E		2LDK	54.9㎡				
常盤平南部第二	3F	2	B	63	3DK	58.4㎡	有	有	無	S55
新松戸	10F	3	C	64	2LDK	61.5㎡	有	有	有	S57
松戸新田	3F	2	C	65	2LDK	58.0㎡	有	有	無	S59
新松戸第二	6F	2	F	66	2LDK	58.8㎡	有	有	有	S60
六高台	5F	2	E	67	2LDK	56.2㎡	有	有	無	S63
松戸新田第二	3F	1	B	68	2DK	57.4㎡	有	有	有	H5
三ヶ月	4F	2	B	69	2DK	57.3㎡	有	有	有	H10
八柱	7F	2	B	70	2LDK	56.1㎡	有	有	有	H10
栄町	3F	2	C	71	2LDK	56.6㎡	有	有	有	H10
八柱第二	7F	2	C	72	2LDK	58.8㎡	有	有	有	H14
八柱第三	6F	2	B	76	2LDK	58.8㎡	有	有	有	H22

所 在 地	交通の便	備考
小金原1-20-6	J R北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（西新田経由バス案内所行）8分・宿畑下車 徒歩4分	

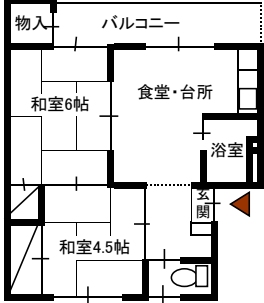
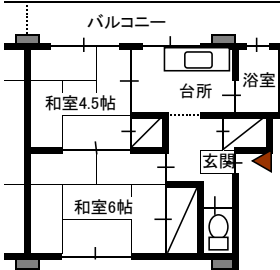
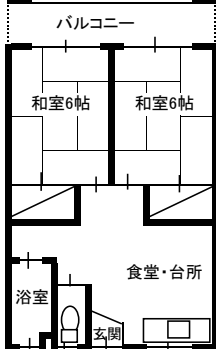
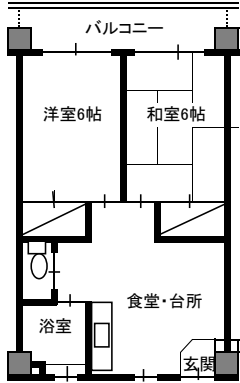
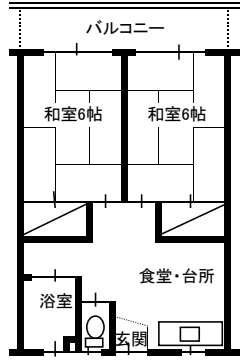
所 在 地	交通の便	備考
新松戸北2-17-5	・ J R新松戸駅下車 徒歩13分 ・ 流鉄流山線小金城址駅下車 徒歩10分	単身可
幸田2-1	・ J R北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（幸田循環）7分・第二市営住宅前下車 徒歩2分 ・ つくばE X 流山セントラル [®] -ク駅下車 徒歩21分	単身可
牧の原7-152	京成電鉄松戸線常盤平駅南口から京成バス千葉ウエスト（牧の原団地行）5分・牧の原小学校下車 徒歩3分	
新松戸5-237	J R新松戸駅から京成バス千葉ウエスト（新松戸7丁目行）5分・新松戸5丁目下車 徒歩10分	単身可
松戸新田605-12	京成電鉄松戸線みのり台駅下車 徒歩10分	単身可
新松戸7-191	J R新松戸駅から京成バス千葉ウエスト（新松戸7丁目行）6分・坂川下車 徒歩10分	単身可
六高台9-41	・ 京成電鉄松戸線五香駅から京成バス千葉セントラル（六実支所・白井車庫行）5分・刈ヶ谷 [®] 下車 徒歩9分 ・ 東武野田線六実駅下車 徒歩25分 ・ 高柳駅下車 徒歩20分	単身可
松戸新田605-4	京成電鉄松戸線みのり台駅下車 徒歩10分	単身可
三ヶ月1349	J R新松戸駅下車 徒歩10分	単身可
日暮3-6-3	J R新八柱駅・京成電鉄松戸八柱駅下車 徒歩4分	単身可
栄町8-627	・ J R馬橋駅下車 徒歩20分 ・ J R松戸駅西口から京成バス（日大歯科病院行）栄町5丁目下車 徒歩4分	単身可
日暮3-6-1	J R新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩5分	単身可
日暮3-6-2	J R新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅下車 徒歩5分	単身可

間取図

間取図については、反転(間取が逆)の場合や、多少間取が異なることもありますので、ご了承ください。設備など、現況有姿にてお願いいたします。

※ 間取図の番号は、市営住宅一覧表の間取番号です。

(単身申込可能住宅) ※入居要件は申込資格(P3)及び市営住宅一覧表(P21)をご覧ください

1 相模台住宅 1号棟 	2 小金原住宅 1号棟 	3 小金原住宅 2号棟 
4	5	6
7	8 小金原併存住宅 	9 幸田住宅 

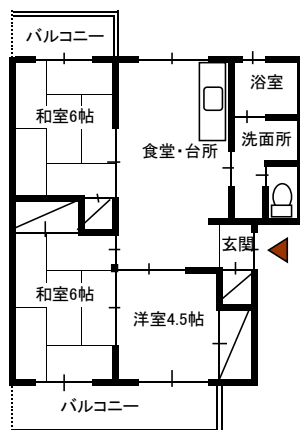
10 横須賀住宅	11 常盤平南部住宅	12 常盤平南部住宅
-----------------	-------------------	-------------------

(世帯用住宅) ※入居要件は申込資格 (P3) 及び市営住宅一覧表 (P23) をご覧ください

13 相模台住宅 2号棟	14 常盤平南部住宅	15 常盤平南部住宅
16 常盤平南部住宅 2号棟	17 幸田第二住宅	18 常盤平南部第二住宅

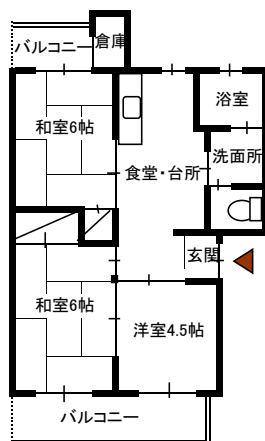
19

天神山住宅



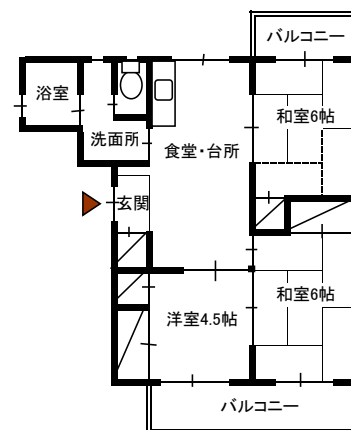
20

天神山住宅



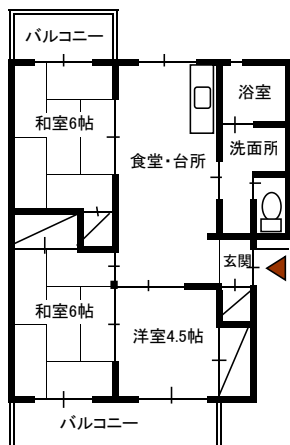
21

天神山住宅



22

天神山住宅



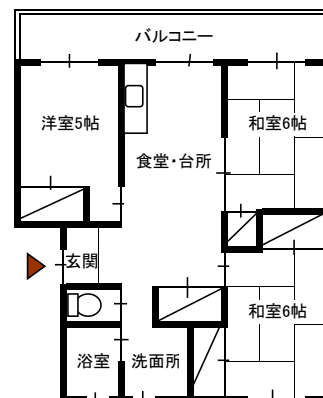
23

天神山住宅



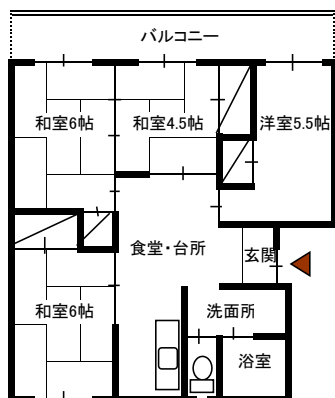
24

天神山住宅



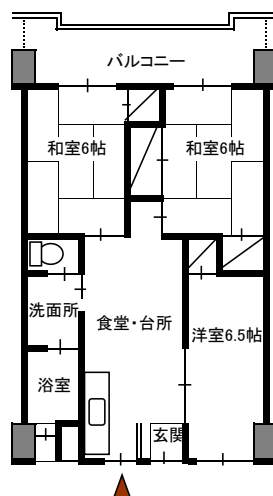
25

天神山住宅



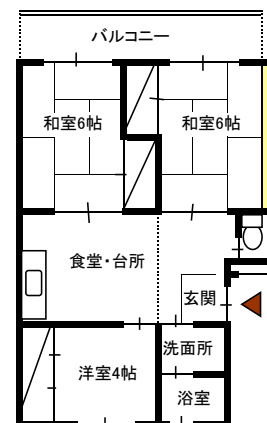
26

新松戸住宅



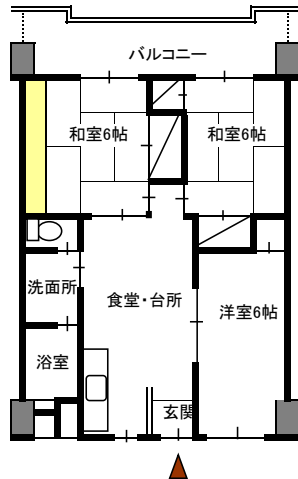
27

松戸新田住宅



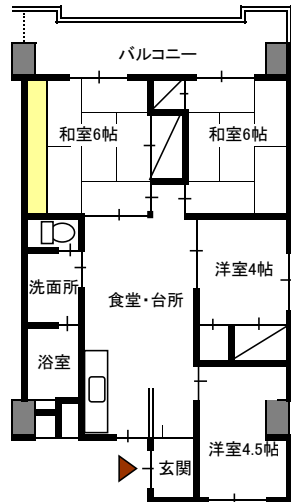
28

新松戸第二住宅



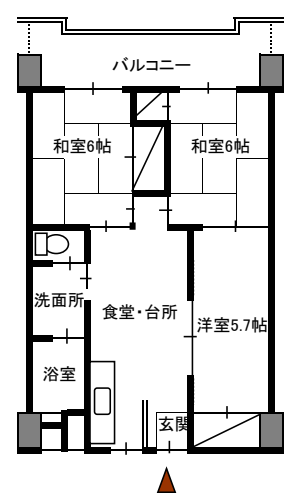
29

新松戸第二住宅



30

新松戸第二住宅



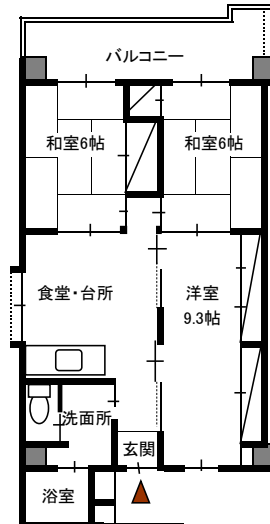
31

新松戸第二住宅



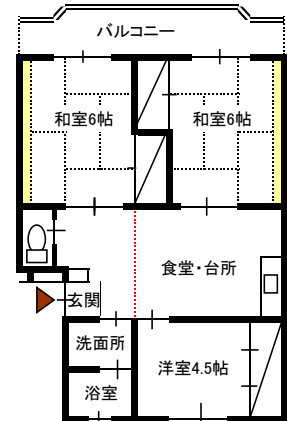
32

新松戸第二住宅



33

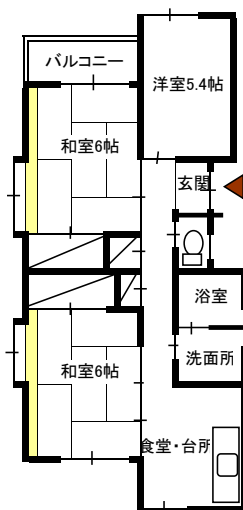
三矢小台住宅



※ 1号棟は和室の板の間がない。

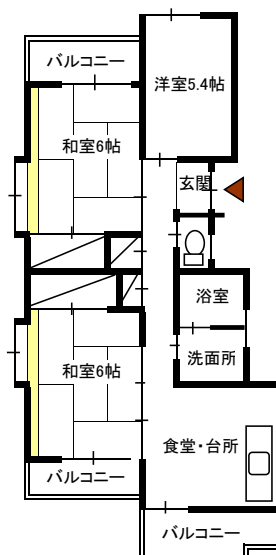
34

六高台住宅



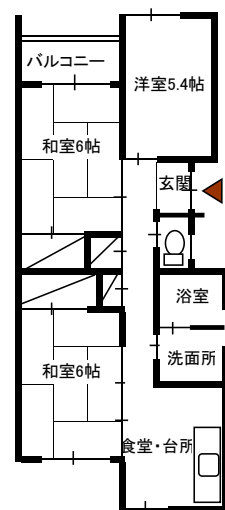
35

六高台住宅



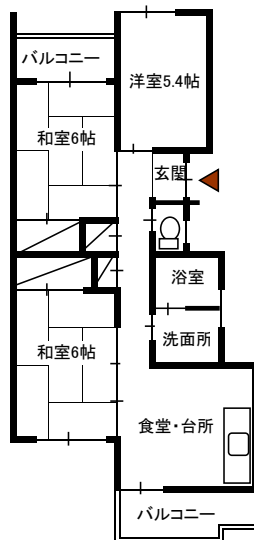
36

六高台住宅



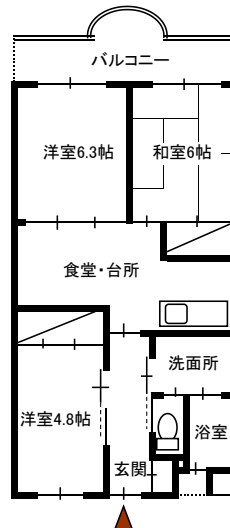
37

六高台住宅



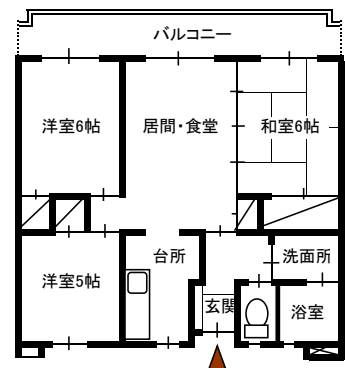
38

松戸新田第二住宅



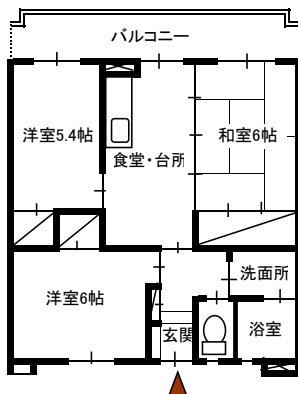
39

三ヶ月住宅



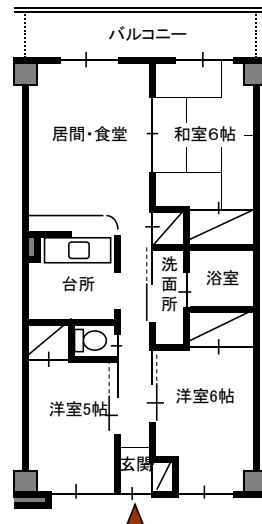
40

三ヶ月住宅



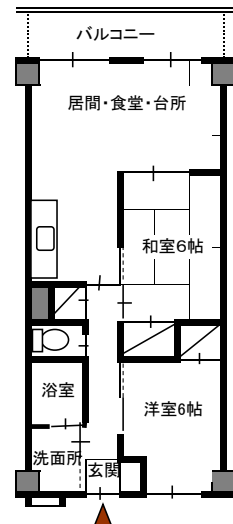
41

八柱住宅



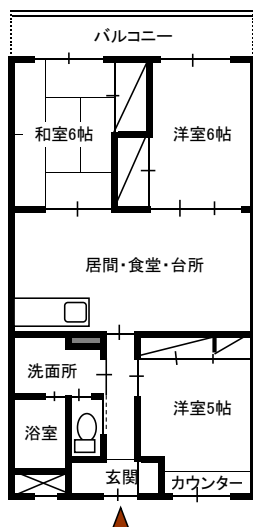
42

八柱住宅



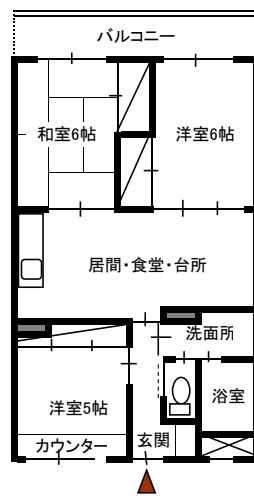
43

栄町住宅



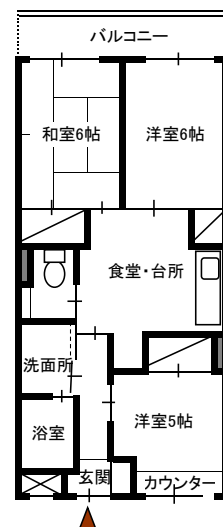
44

栄町住宅



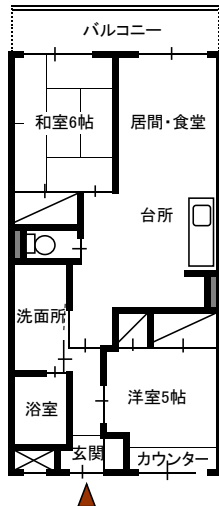
45

栄町住宅



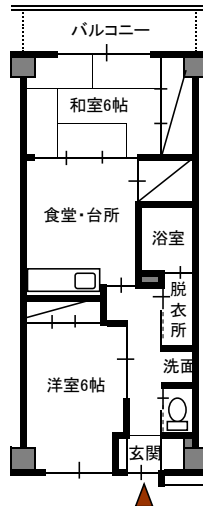
46

栄町住宅



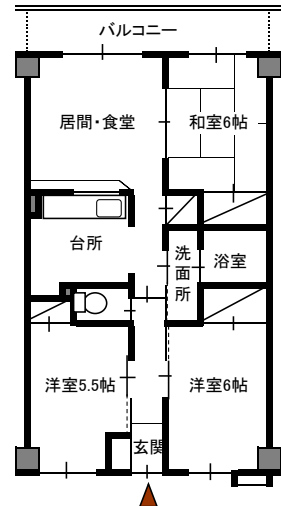
47

日暮住宅



48

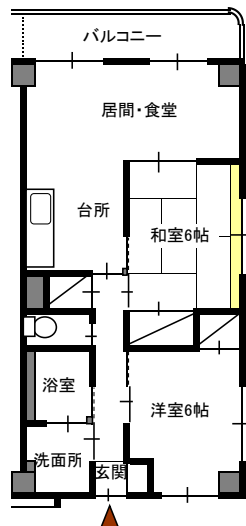
八柱第二住宅



*入居要件は申込資格 (P3) 及び市営住宅一覧表 (P25) をご覧ください

49

八柱第二住宅



50

三ヶ月住宅

(老人向住宅)



51

八柱住宅

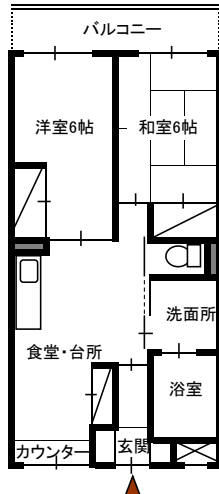
(老人向住宅)



52

栄町住宅

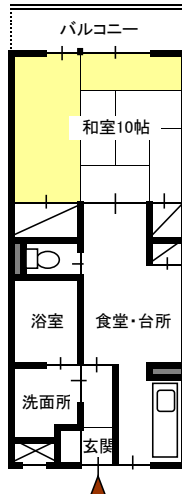
(老人向住宅)



53

栄町住宅

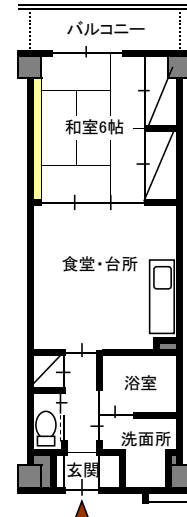
(老人向住宅)



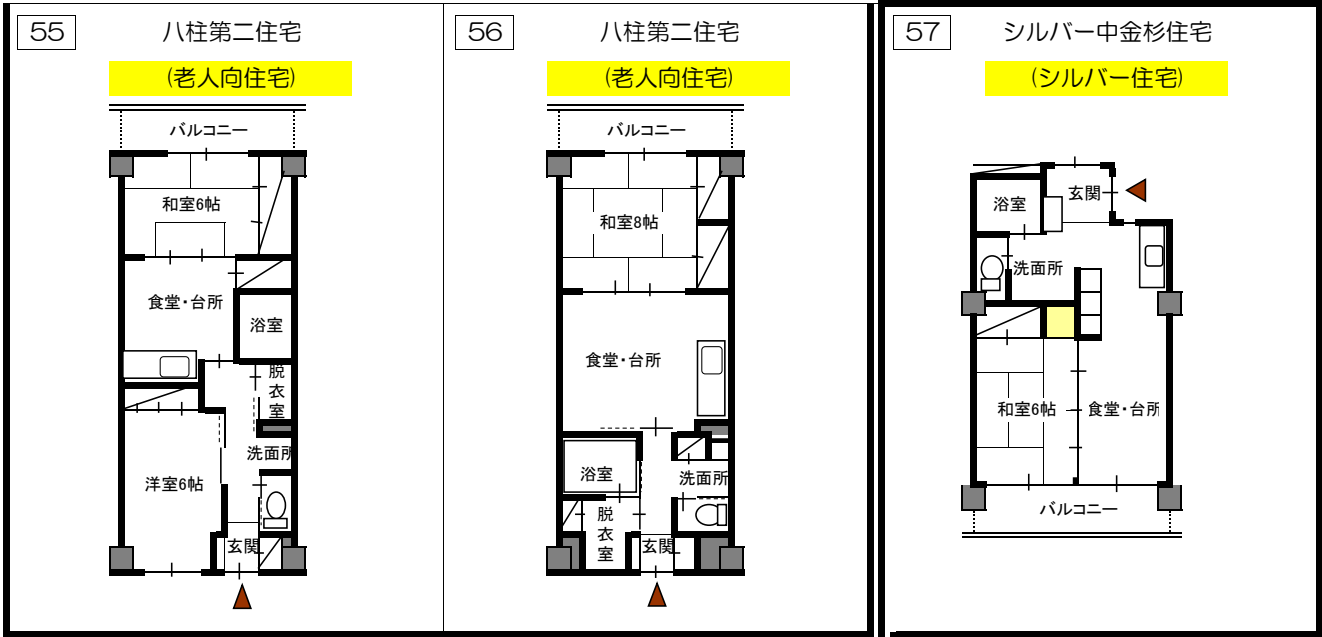
54

日暮住宅

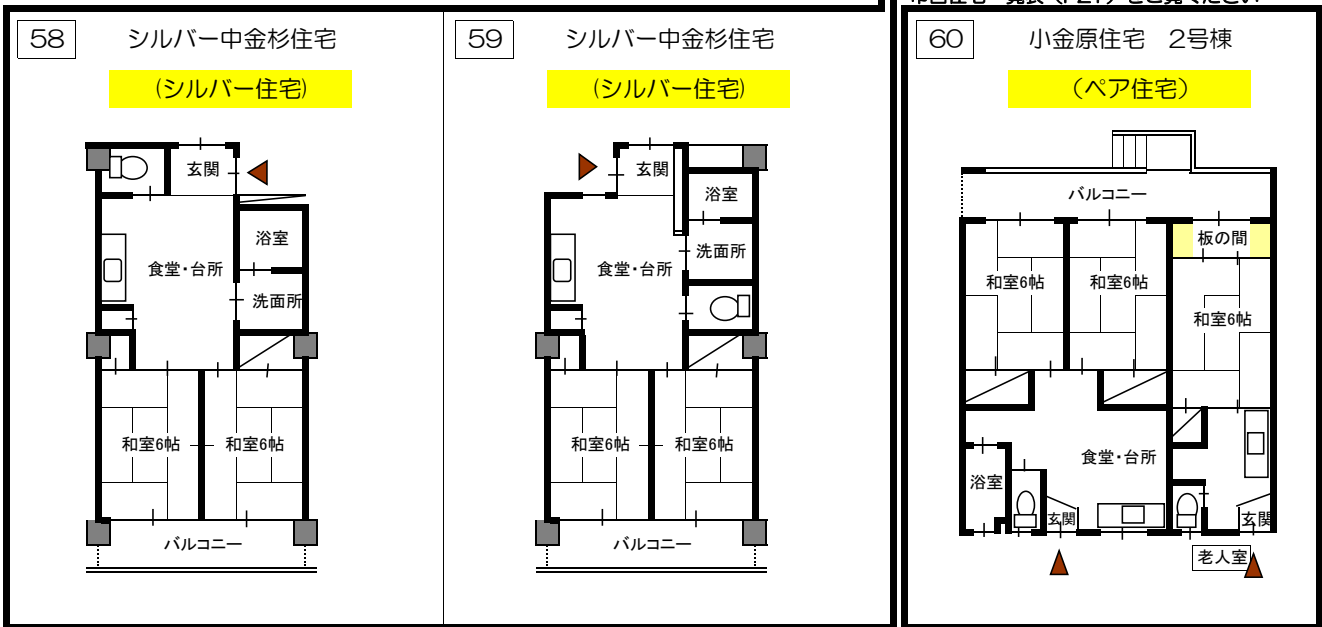
(老人向住宅)



*入居要件は申込資格（P3）及び市営住宅一覧表（P25）をご覧ください



*入居要件は申込資格（P3）及び市営住宅一覧表（P27）をご覧ください



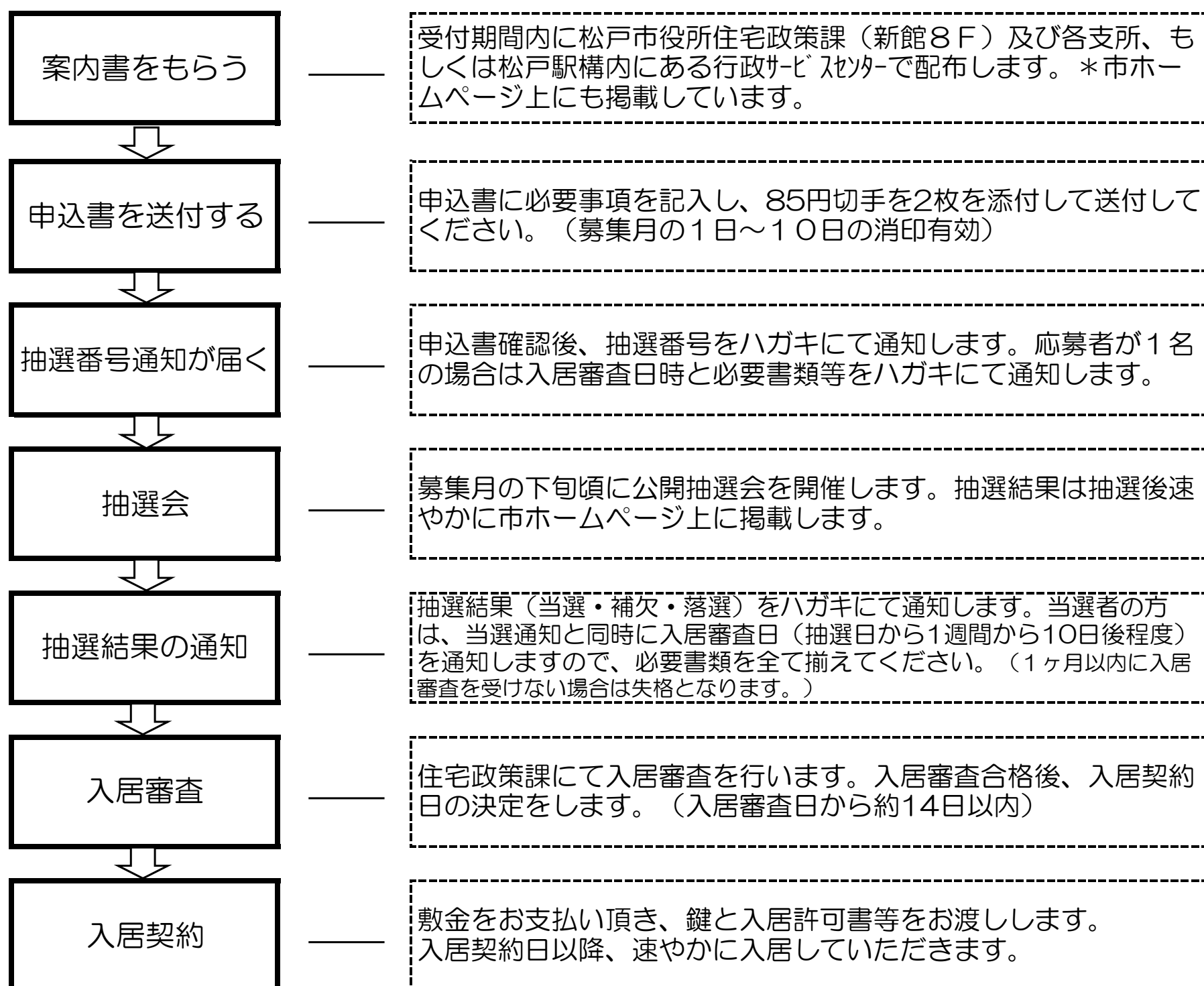
*入居要件は申込資格（P3）及び市営住宅一覧表（P27）をご覧ください



64 新松戸住宅 身体障害者住宅 玄関引戸	65 松戸新田住宅 身体障害者住宅 玄関引戸	66 新松戸第二住宅 身体障害者住宅 玄関引戸
67 六高台住宅 身体障害者住宅 玄関引戸	68 松戸新田第二住宅 身体障害者住宅 玄関引戸	69 三ヶ月住宅 身体障害者住宅 玄関引戸
70 八柱住宅 身体障害者住宅 玄関引戸	71 栄町住宅 身体障害者住宅 玄関引戸	72 八柱第二住宅 身体障害者住宅 玄関引戸

73 八柱第三住宅 老人向住宅	74 八柱第三住宅 世帯向け住宅	75 八柱第三住宅 世帯向け住宅
76 八柱第三住宅 身体障害者住宅		

案内書入手から入居まで



（参考）県営住宅の募集について

県営住宅の募集は年4回（4月・7月・10月・1月）実施し、各月の1日～15日の間に募集受付しています。募集案内書等は東葛飾地域振興事務所、松戸市役所住宅政策課、各支所及び松戸市行政サービスセンター（松戸駅）にありますのでご利用下さい。